

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【会社名】 松尾電機株式会社

【英訳名】 MATSUO ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 執行役員 常 俊 清 治

【本店の所在の場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332 - 0871 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【最寄りの連絡場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332 - 0871 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

繰越利益剰余金の欠損を填補し、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金の額を減少し、同額を繰越利益剰余金に振り替え、また、別途積立金及びその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替える。

#### 第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株の割合で併合する。

#### 第3号議案 定款一部変更の件

(1) 周知性の向上及び手続き上の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、

併せてやむを得ない事由により電子公告ができない場合の措置を追加する。

(2) 株式併合に伴い、平成29年10月1日をもって、発行可能株式総数を78,383,013株から10,000,000株に変更する。

(3) 単元株式数を、平成29年10月1日をもって、1,000株から100株へ変更する。

#### 第4号議案 取締役1名選任の件

取締役として石井啓之を選任する。

#### 第5号議案 補欠の監査役1名選任の件

補欠の監査役として御手洗徹を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本準備金及び利益 準備金の額の減少並 びに剰余金の処分の 件	15,175	422	0	(注)1	可決 95.09
第2号議案 株式併合の件	15,188	409	0	(注)2	可決 95.18
第3号議案 定款一部変更の件	15,218	379	0	(注)2	可決 95.36
第4号議案 取締役1名選任の件  石井 啓之	15,067	530	0	(注)1	可決 94.42
第5号議案 補欠の監査役1名選 任の件  御手洗 徹	15,162	435	0	(注)1	可決 95.01

(注)

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。